

第 1 回委員会が出された意見への対応について

No.	資料	意見要旨	対応方針
1	資料 2 現行計画の評価について	住宅セーフティネットの再構築について、「今後もあんしん賃貸支援事業を継続する」との記載であるが、県としては、今後は国の制度に基づくセーフティネット住宅が主流となっていくと考えているので、新たな計画にはこの観点を取り入れていただきたい。	新たな計画には、国の制度に基づくセーフティネット住宅の観点を取り入れます。
2	資料 2 現行計画の評価について	狭あい道路の認定事業について、今後の取り組み方針を教えてください。	守山市狭あい道路整備事業に関する要綱（以下「要綱」という。）は、建築行為等に係る建築基準法第42条第2項の規定による道路の後退用地の買収および道路整備を実施するために定められたものです。本事業の推進を図るため、平成26年4月に要綱改正を行い事業対象道路の認定要件を緩和しています。これにより事業対象道路は、要綱改正前の2路線から令和3年現在190路線に増加しております。また対象道路沿線で要綱に伴う狭あい道路協議について必ず申請されるよう、関係課で連携し体制を構築しており、協議後土地所有者および建築主と事業に係る協定書を締結しています。
3	資料 2 現行計画の評価について	公園については災害時の一時避難場所という機能もあるが、現状では公共の場が足りておらず、民間の土地を借りて対応している状況である。このことについて、市としての考えを示してほしい。	一時避難場所につきましては自治会が自主的に指定していただくものであり、公共施設のみならず地域の実情に応じて民地でも指定いただいているところです。市としては公の場所が足りない場合は、民間の土地に協力依頼していただく等の対応を今後もお願いしたいと考えておりますので、ご理解ご協力をいただきたいと思います。
4	資料 2 現行計画の評価について	北部の速野学区や中洲学区から市役所・総合病院に向かうバスが少なく不便である。このことについて、改善をお願いしたい。	市内の公共交通機関につきましては、バス路線の維持・改善を事業者に要望するとともに、市内各所から市役所・総合病院等に向けて運行するデマンドタクシー事業を実施しており、今後も更なる利便性向上に向けた取り組みを推進してまいります。
5	資料 2 現行計画の評価について	事業の達成率について、進捗の度合いが市民に分かりやすく明示できないか。	現状の〇×評価ではなく、事業の達成率に応じた5段階の評価を行うことで、より市民に分かりやすい形で示します。 （※極めて順調、順調、概ね順調、やや遅れている、更なる取り組みが必要 等）

6	資料3 住宅・住環境の現状について	統計資料について、県や全国の数値との比較があるが、それに加えて近隣市町との比較もあるとより特徴が伝わりやすい。	ご意見いただいたとおり、可能な限り、県・近隣市町との比較等により整理します。
7	資料5 基本理念、基本目標、および基本方針(案)について	アンケートでは地域交通が課題であるとの回答が多かったが、それが計画にどのような形で反映されているのかが分かりにくい。	基本方針8の補足説明において都市の利便性について記載するとともに、具体的施策において「公共交通サービスの充実」を設定します。